



内閣感染症
危機管理統括庁

事業者・職場における新型インフルエンザ等 対策ガイドラインの概要について

内閣官房内閣感染症危機管理統括庁

事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドラインの概要

ガイドラインのポイント

- 本ガイドラインでは、新型インフルエンザ等発生時の**組織としての意思決定方法**の検討や**職場における感染対策**、**事業継続方針**の検討、**職場における教育・訓練**、**BCP等の点検・改善**について記載

業務計画及びBCP策定・実施の留意点

1. 新型インフルエンザ等対策体制の検討・確立

- ①危機管理体制の整備
- 発生時の**継続業務・縮小業務の内容や感染対策の実行について、発生前の段階から検討**
 - 平時には、**BCPの運用を推進する社内体制を確立**
 - 発生時に備え、**経営者をトップとした組織による感染予防・事業継続に関する意思決定体制・指揮命令系統を構築**
- ②情報収集・共有体制の整備
- 平時から**国やJHIS等が発信する新型インフル等及び対策についての情報を収集、継続して入手する体制を構築**
 - 事業者団体等との情報交換や発生時の連携等について協議**
 - 従業員に対して**感染症情報や感染対策の実施について普及啓発・訓練**
 - 発生時に備え、**情報を従業員等に正確に周知、従業員の発症状況等を確認する体制を構築**

2. 感染対策の検討・実施

- ①平時における感染対策の検討
- 職場の**感染リスクについて業態も踏まえ、職場ごとに評価し、感染リスク低減の方法を検討**
 - 職場で感染の可能性がある者がいる場合を想定した対応措置の立案**
- ②発生時における感染対策
- 有症状時に出勤を控えるよう**勤奨、咳エチケット・手洗い、人混みを避けた行動等の一般的な留意事項について従業員に注意喚起**
 - 職場の**清掃・消毒・換気等の職場における感染対策の実行**
 - 欠勤した従業員本人や家族の健康状態の確認等の実施**
 - 事業所で従業員が発症した場合、**作業班による援助や相談センターへの連絡を実施**
- ③海外勤務する従業員等への対応
- 発生国等に駐在する従業員及び家族の**現地における安全な滞在・退避等について検討、また発生国等への出張は不要不急の場合中止を検討**

3. 新型インフルエンザ等に備えた事業継続の検討・実行

- ①事業継続方針の検討
- 発生時における**事業継続に係る基本的な方針を発生段階ごとに検討**
 - 発生初期においては感染対策や業務の縮小・休止等対策を積極的に講じ、同時に経営に重大な影響を及ぼさないような方策や感染終息に向かった場合の円滑な復旧のための方策を構築**
- ②事業影響度分析・リスク分析と重要業務の特定
- 自組織の**事業が受ける影響について分析し、発生時の事業の継続レベル（継続、縮小、休止）を発生段階ごとに特定**
 - 一般の事業者は発生時の**事業の需要の変化を予測し、感染リスクと経営維持の観点から総合的に判断**。指定（地方）公共機関、登録事業者は**国民生活および国民経済の安定に寄与する業務を継続的に実施するため、重要業務の洗い出しを実施**
- ③重要な資源等の確保
- 業務継続に不可欠な資源等を洗い出し確保するための方策を講ずる**
 - 一部の従業員が欠勤することを想定した**代替策の準備**
- ④人員計画の立案
- 多くの従業員が欠勤することを想定し人員計画を立案**。取引事業者も含め、運営体制について**業務の性格に応じ検討し対策を講ずるとともに、従業員等への教育・訓練を行う**
 - 早い段階で**感染対策を講じ、欠勤者数が増加する前に計画的な業務量の減少を実施**
- ⑤新型インフルエンザ等発生時におけるBCPの策定・実行
- 事業者は**発生段階ごとの人員計画を含むBCPを策定・実行**
 - 海外での発生時には、**外務省等からの情報収集につとめ、海外勤務者等の帰国方針等を策定**
 - 国内での発生初期には、**感染対策による業務の支障、学校や福祉サービス等の休止等を想定した人員計画を立案・実行**
 - 感染拡大時には、**国から示される情報を踏まえ感染対策を講じ、事業所内での感染拡大時には自主的な一時休業も想定し、どのような状況で一時休業を行うか検討**。影響が長期に及ぶ場合には**財務の安定や人員の確保等の事業継続に向けた対策を検討**

教育・訓練

- 各事業者は**感染症に関する正しい知識を取得し従業員への周知に努め、基本的な感染対策を実施**
- 新型インフルエンザ等発生に備えた**BCPを円滑に実行できるよう教育・訓練を実施**（発生前の危機管理組織の体制整備、クロストレーニング、テレワークの試行等）
- 感染症対策に対する従業員の意識を高め、**発生時に的確な行動を取れるよう訓練を立案・実施**（発生初期に従業員が発症、感染が拡大する時期に進展するなど複数の状況を勘案した机上訓練、職場内で発症者が出た場合の対応訓練等）
- 感染者等に対する**偏見・差別等を防ぐために必要な啓発を行うことが望ましい**

点検・改善

- 事業者は**実効性の維持・向上の観点から、下記のような取組を定期的に行い、BCP等の点検・改善を行うことが重要**
 - 監督官庁や保健所等との相談、取引先と協議等
 - 訓練の実施による対応上の課題の明確化・計画の再検討
 - 感染対策等に関する新しい知見の入手
- 実際の発生時には、**国等から正確な情報入手し的確に行動**
- 有事においては、対応上の課題等を整理し、適宜計画の見直しをすることが重要**

次の感染症危機に備え、事業者の皆様にご心がけていただきたいこと①

「事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン」は事業者を実施いただきたい事項が多数記載されているものになります。各事業者の規模や実情に沿って、ガイドラインの内容を可能な範囲で出来るだけご対応ください。

※以下はご対応いただきたい事項を優先順に挙げております。

① コロナ時の対応を踏まえた課題の洗い出し

コロナの時の経験を思い出していただき、今振り返れば「こうした備えをしておけばよかったのではないか」と思う点について、忘れないうちに紙に書きだし、時を置かずに少しずつ、その課題に着手してください。

※全ての事業者において、記憶がなくならないうちに早期にぜひ実施していただきたい事項になります。

② 情報収集や連絡体制の整備 <第2章—1—(2) 情報収集・共有体制の整備>

平時において、国や都道府県等が発信する最新の情報を収集しつつ、いざという時に事業者間や関係者との情報共有や連携がスムーズにできる様に、連絡先を確認しておくことが重要です。

③ 基本的な感染対策の準備 <第2章—2—(1) 平時における感染対策の検討>

平時から、基本的な感染対策について情報収集や従業員への周知といった準備をおきましょう。（有事においては、マスク・咳エチケットや手指消毒といった基本的な感染対策に加えて、新型コロナウイルス流行時に換気の重要性が浮かび上がった様に、流行している感染症に有効な対策として国等から発信される最新の情報も踏まえた感染対策を行うことが重要です。）

次の感染症危機に備え、事業者の皆様にご心掛けていただきたいこと②

④発生時の役割分担の確認 <第2章-1-(1) 危機管理体制の整備>

発生時に備えて、感染対策や事業の継続に関して、誰がどのような意思決定を行うか、役割をあらかじめ決めておきましょう。

⑤事業の分類 <第2章-3-(2) 事業影響度分析・リスク分析と重要業務の特定>

平時のうちに、各事業について、強化すべき業務（感染症対応のために新たに発生する業務）、継続すべき業務（最低限の経営の維持に必要な業務）、一時的に縮小すべき業務（急を要さず後回しにできる業務）について整理しましょう。有事に見直すことも可能であるため、まずは気軽に取り掛かりましょう。

※次ページ以降の図表を参考

⑥事業継続計画の作成と訓練・研修 <第2章-3~5>

感染拡大時に従業員の健康を守り、なおかつ可能な限り経済的な負担を軽減するために、①~⑤の内容を踏まえて計画（事業継続計画）を立てましょう。計画の際には、人員（業務継続に必要な最小限の人数の把握等）や物資（マスクや消毒用アルコール等）といった業務継続に不可欠な資源を洗い出しておくことが重要です。

計画を立てたら、定期的に従業員の研修や机上訓練を実施しましょう。それらを踏まえて計画の見直しを行い、実効性の維持や向上に努めましょう。

※事業規模の大きな事業者においては、①~⑥全ての事項について実施をお願いします。

※計画や訓練の際には最後のページに紹介しています統括庁HPも参考にしてください。また、個別の業種や業態ごとに特に留意すべき事項については、業界団体等においてガイドライン等が作成されている場合があるので適宜参照してください。

注) ・各項目の<>は事業者ガイドラインの該当記述の箇所となります。

・①~⑥の優先順位は一般的な事業者を念頭に統括庁が考えたものです。適宜、実情に沿ってご検討ください。

業務仕分けのイメージ

【有事の際に】

- 増加が見込まれる業務 ⇒ 『強化・拡充業務』を優先的に実施し、『一般継続業務』を適切に継続。
職場における感染対策を徹底し、勤務体制を工夫。
- 優先的に減らす業務 ⇒ 必要に応じて縮小又は中断し、人員の増加が見込まれる業務に投入。
(『縮小・中断業務』)

業務の区分	業務の性格
強化すべき業務 (強化・拡充業務)	<ul style="list-style-type: none"> ● 新型インフルエンザ等の発生により、新たに業務が生じ又は業務量が増加するもの (例: 感染対策のために清掃を行う等)
継続すべき業務 (一般継続業務)	<ul style="list-style-type: none"> ● 最低限の経営の維持等に必要な業務であって、一定期間、縮小又は中断することで、経営に重大な影響を与えることから、業務量を大幅に縮小することが困難なもの ● 経営を継続するための環境を維持するための業務
一時的に縮小すべき業務 (縮小・中断業務)	<ul style="list-style-type: none"> ● 中長期的な業務など、緊急に実施することが必須ではなく、一定期間、縮小又は中断することが可能な業務 (例: 毎日ではなく数日分まとめて後回しで実施できる業務等)

参考

統括庁ではHPに「**新型インフルエンザ等対策政府行動計画**」や「**新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン**」を公開しておりますので、感染症危機管理の検討の際に参照ください。

- 内閣感染症危機管理統括庁HP：
政府行動計画等

<https://www.caicm.go.jp/action/plan/index.html>



- 内閣感染症危機管理統括庁HP：
各項目別ガイドライン

(特に「事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン」を参考にしてください)

<https://www.caicm.go.jp/action/plan/guideline/index.html>



- 内閣府防災担当HP：
事業者向けのガイドライン等

(特に内閣府が策定している「事業継続ガイドライン」や経済産業省が策定している「中小企業BCP策定運用指針」を参考にしてください)

<https://www.bousai.go.jp/kyoiku/kigyou/keizoku/sk.html>

